

# 答 申

## 審査会の結論

北九州市教育委員会教育長（以下「処分庁」という。）が、本件審査請求の対象となった行政文書を一部開示とした決定は妥当である。

# 理 由

### 第1 審査請求に至る経緯

- 1 審査請求人は、平成 19 年 12 月 5 日、北九州市情報公開条例（平成 13 年北九州市条例第 42 号。以下「条例」という。）第 5 条の規定に基づき、処分庁に対して次の行政文書の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

「(1) 平成 16 年度の 7 月から 3 月までの、以下の小学校の校内研修の記録及び職員会議録の開示を求める。

- |        |        |        |        |
|--------|--------|--------|--------|
| 1 A小学校 | 2 B小学校 | 3 C小学校 | 4 D小学校 |
| 5 E小学校 | 6 F小学校 | 7 G小学校 | 8 H小学校 |
| 9 I小学校 |        |        |        |

(2) 平成 16 年度の 7 月から 3 月までの、以下の中学校の校内研修の記録及び職員会議録の開示を求める。

- ・ A中 ・ B中 ・ C中 ・ D中 ・ E中 ・ F中 ・ G中
- ・ H中 ・ I中 ・ J中 ・ K中 ・ L中 ・ M中 ・ N中
- ・ O中 ・ P中 ・ Q中 ・ R中 ・ S中

- 2 処分庁は、本件請求に係る行政文書（以下「本件行政文書」という。）について、平成 20 年 2 月 4 日付で、行政文書の一部について開示を行わない旨の決定（平成 20 年 2 月 4 日付北九教総総第 258 号及び平成 20 年 2 月 4 日付北九教総総第 259 号。以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知し、審査請求人は、行政文書一部開示決定通知書を平成 20 年 2 月 5 日に受領した。

- 3 審査請求人は、平成 20 年 2 月 18 日、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 6 条の規定により、北九州市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に対して審査請求を行った。

## 第2 審査請求人の主張要旨

### 1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

### 2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書、意見書及び審査会における口頭意見陳述で主張している審査請求の主たる理由は、次のように要約される。

- (1) 校内研修の記録は、保存期間1年と処分庁は主張しているが、文書分類表の中に記載されていない。校内研修の記録は、職員会議録と解すべきで、保存期間3年とすべきである。
- (2) 校内研修の記録や職員会議録は学校運営の貴重な歴史の記録であり、長年廃棄されることなく、保管されているのが現実である。それらの記録が存在しないことはあり得ない。
- (3) 学校にあっては、校内研修及び職員会議は定期的に行われている。よって、それらの記録が存在しないことはあり得ない。隠しているとしか思えない。
- (4) 職員会議は、毎月及び緊急事態の際の学校運営について、全教職員で話し合われる。司会を立て、職員が記録者として記録していた。最初から職員会議録を作成していないとの主張は、信用できない。
- (5) ある小学校に確認したら、教頭が学校日誌に記録を取っているとのことであった。であるならば、学校日誌の職員会議録に相当する部分を開示すべきである。
- (6) 職員会議録は、3年保存を義務付けられた行政文書であり、文書分類表で周知されている。廃棄したとの処分庁の主張は、到底信じられない。

## 第3 審査請求に対する処分庁の説明要旨

処分庁が理由説明書及び意見聴取等において主張している内容は、概略次のとおりである。

1 校内研修の記録は、北九州市教育委員会文書規程第 16 条別表の第 5 種の文書に該当するもので、保存期間が 1 年と定められた行政文書である。なお、校内研修の実施に係る通知文には、保存期間は 1 年間とすることを明記している。

審査請求人が開示請求を行った平成 16 年度の校内研修の記録は、請求日時時点で保存期間を満了しており、小学校 2 校（C 小学校、D 小学校）及び中学校 5 校（J 中学校、K 中学校、L 中学校、Q 中学校、R 中学校）においては、既に文書が存在しなかった。

よって、上記小学校 2 校及び中学校 5 校の校内研修の記録については、対象文書不存在で、開示しなかったものである。

2 職員会議録は、職員会議の内容を記録した文書ではあるが、職員会議を行った際、職員会議録を作成することは義務付けられてはいない。

審査請求人が開示請求した小学校 9 校においては、職員会議録を作成していなかった。

中学校 19 校のうち、15 校（A 中学校、B 中学校、C 中学校、E 中学校、F 中学校、G 中学校、H 中学校、I 中学校、J 中学校、K 中学校、M 中学校、N 中学校、O 中学校、R 中学校、S 中学校）においては、職員会議録を作成していたが、そのうち 8 校（A 中学校、C 中学校、F 中学校、G 中学校、I 中学校、J 中学校、R 中学校、S 中学校）においては、廃棄されており、存在しなかった。

中学校 4 校（D 中学校、L 中学校、P 中学校、Q 中学校）においては、職員会議録を作成していなかった。

よって、上記小学校 9 校及び中学校 12 校の職員会議録については、対象文書不存在で、開示しなかったものである。

#### 第 4 審査会の判断

##### 1 本件行政文書の概要等

(1) 本件行政文書は、市内の小学校 9 校及び中学校 19 校が保有する平成 16 年 7 月から平成 17 年 3 月までの校内研修の記録及び職員会議録であり、次の文書が一部開示されている。

##### ア 校内研修の記録

- ・小学校 7 校（A 小学校、B 小学校、E 小学校、F 小学校、G 小学校、H 小学校、I 小学校）
- ・中学校 14 校（A 学校、B 中学校、C 中学校、D 中学校、E 中学校、F 中学校、G 中学校、H 中学校、I 中学校、M 中学校、N 中学校、O 中学校、P

中学校、S中学校)

イ 職員会議録

- ・中学校 7 校 (B 中学校、E 中学校、H 中学校、K 中学校、M 中学校、N 中学校、O 中学校)

(2) 本件不開示情報は、次のとおりである。

ア 一部開示された校内研修の記録及び職員会議録 (以下「本件開示文書」という。) 中の不開示情報

(ア) 校内研修の記録

年次休暇、病気休暇等の取得者の職名及び氏名

(イ) 職員会議録

生徒の氏名、クラス名、就学状況、進路の意向、教員の服務に関する取扱いに関する記述 等

イ 本件行政文書の不存在

(ア) 保存期間が満了した校内研修の記録

- ・小学校 2 校 (C 小学校、D 小学校)
- ・中学校 5 校 (J 中学校、K 中学校、L 中学校、Q 中学校、R 中学校)

(イ) 作成されなかった職員会議録

- ・小学校 9 校 (A 小学校、B 小学校、C 小学校、D 小学校、E 小学校、F 小学校、G 小学校、H 小学校、I 小学校)
- ・中学校 4 校 (D 中学校、L 中学校、P 中学校、Q 中学校)

(ウ) 作成されたが廃棄された職員会議録

- ・中学校 8 校 (A 中学校、C 中学校、F 中学校、G 中学校、I 中学校、J 中学校、R 中学校、S 中学校)

(3) 本件開示文書中の不開示情報については、取消請求対象から除かれているため、審査会としての判断は行わないこととする。

## 2 本件事案の争点

本件審査請求における争点は、次の 2 つに要約される。

(1) 本件開示文書以外の校内研修の記録が存在するか否か (争点 1)。

(2) 本件開示文書以外の職員会議録が存在するか否か (争点 2)。

### 3 本件開示文書以外の校内研修の記録の存否についての判断（争点1）

(1) 処分庁は、小学校2校及び中学校5校の校内研修の記録は、請求日時時点で1年間の保存期間を満了しており、既に存在しなかったとして、不開示としている。

これに対し、審査請求人は、「校内研修の記録は、保存期間1年と処分庁は主張しているが、文書分類表の中に記載されていない。校内研修の記録は、職員会議録と解すべきで、保存期間3年とすべきである」旨主張している。

そこで、まず、校内研修の記録の保存期間について検討する。

当審査会が調査したところ、各学校においては、毎年、教育委員会学務部長名による通知（以下「研修通知」という。）に基づき、「個人情報漏洩防止」や「セクシャルハラスメントの防止」、「交通事故・交通違反の防止」などの教職員に対する研修が実施されている。校内研修の記録は、このような研修の実施結果の記録（実施時期、参加者数、研修方法等）であり、研修通知には「保存期間は1年間とする」旨が明記されている。

北九州市教育委員会文書規程（昭和47年北九州市教育委員会訓令第1号。以下「教育委員会文書規程」という。）第16条は、「別に定めのあるもののほか、文書等の種別及び保存期間は、別表のとおりとする」とし、別表の文書分類表（以下「文書分類表」という。）において、学校における標準的な文書の保存期間を、文書の重要度に応じて第1種（30年）から第5種（1年）まで具体的に定めている。そして、文書分類表に記載がない文書については、類似の文書を基準にして適切な分類及び保存期間を定めることとされている。

本件校内研修の記録については、審査請求人の主張のとおり文書分類表に記載がないため、文書分類表に記載されている類似の文書を基準にその保存期間が定められることとなる。

処分庁の説明によると、校内研修の記録は、文書分類表の「人事」に分類されるものであり、「人事関係書」、「出勤状況報告書」、「自宅研修計画書・報告書」などと同様の重要度の低い第5種相当の文書と判断し保存期間1年として研修通知にも明記しているとのことであり、上記校内研修の記録の記載内容から判断して、処分庁の説明に特段不合理な点は認められない。

また、職員会議録は、北九州市立小中学校等管理規則（昭和38年北九州市教育委員会規則第8号。以下「管理規則」という。）第14条の規定に基づき、校長の職務の円滑な執行に資するため各学校に置かれている職員会議の内容を記録したものであり、文書分類表においても「庶務」に分類されている文書であって、各学校における教職員の研修の実施結果を記録した校内研修の記録とは明らかに異なる行政文書である。「校内研修の記録は、職員会議録と解すべきで、保存期間3年と解すべき」との審査請求人の主張は採用することはできない。

したがって、校内研修の記録の保存期間は1年とする処分庁の主張は是認し得る。

- (2) また、審査請求人は、「校内研修の記録は学校運営の貴重な歴史の記録であり、長年廃棄されることなく、保管されているのが現実である」、「学校にあっては、校内研修は定期的に行われている。よって、それらの記録が存在しないことはあり得ない。隠しているとしか思えない」旨主張している。

教育委員会文書規程第17条は、「文書主任は、保存している文書等がその保存期間を経過したときには、校長の決裁を経て廃棄するものとする。ただし、校長が特に必要と認める文書等については、さらに保存年限を定めて保存することができる」と、保存期間が満了した文書の取扱いを定めている。

処分庁は、この規定に基づき、保存期間(1年)が満了した本件校内研修の記録を廃棄したため不存在としたのであり、特段不合理な点は認められず、審査請求人の主張は理由がないものと言わざるを得ない。

- (3) よって、本件開示文書以外に開示すべき校内研修の記録は存在しないと認められるので、不開示とした処分庁の決定は妥当である。

#### 4 本件開示文書以外の職員会議録の存否についての判断(争点2)

- (1) 処分庁は、小学校9校及び中学校4校の職員会議録は、作成されていなかったとして、不開示としている。

これに対し、審査請求人は、「学校にあっては、職員会議は定期的に行われている。よって、それらの記録が存在しないことはあり得ない。隠しているとしか思えない」、「職員会議は、毎月及び緊急事態の際の学校運営について、全教職員で話し合われる。司会を立て、職員が記録者として記録していた。最初から職員会議録を作成していないとの主張は、信用できない」旨主張している。

そこで、まず、職員会議録に関する現行の規定等を踏まえ、学校に職員会議録の作成義務があるか否かについて検討する。

当審査会が調査したところ、職員会議録の保存期間は、文書分類表で3年と定められている。この文書分類表は、学校における文書を系統的に分類するとともに、文書の保存種別を一覧表にまとめたもので、発生した文書を分類、整理するうえで指針的な役割を果たし、文書の保管から廃棄に至る基準を示したものであって、文書の作成義務までを定めたものではない。文書分類表に職員会議録の保存期間が規定されていることのみをもって、職員会議録の作成義務があるとまでは言えない。

また、管理規則には、職員会議について、会議の招集、会議事項、管理・運営等に関する規定はあるものの、職員会議録の作成についての規定はどこにも

なく、各学校に職員会議録の作成を義務付けるような個別の通知等についても確認することはできなかった。

したがって、各学校において定期的に職員会議が開催され、職員会議録を作成している学校も確かに存在しておりその必要性までを否定するものではないが、職員会議録の作成を義務付ける明文の規定等がない現状において、学校に職員会議録の作成義務を課することは困難であり、本件職員会議録を作成していないとする処分庁の主張に特段不合理な点は認められない。

なお、審査請求人は、「ある小学校に確認したら、教頭が学校日誌に記録を取っているとのことであった。であるならば、学校日誌の職員会議録に相当する部分を開示すべきである」旨主張している。

しかしながら、毎日の学校運営の記録である学校日誌と職員会議の内容の記録である職員会議録とは明らかに異なる行政文書であり、文書分類表においても、両者は別個の文書として分類され保存期間が規定されている。審査請求人が開示請求した行政文書は職員会議録であって学校日誌ではないのであり、仮に学校日誌の中に職員会議の内容が記載されていることがあったとしても、処分庁は当該学校日誌までを開示する義務を負うものではなく、審査請求人の主張は理由がないものと言わざるを得ない。

(2) また、処分庁は、中学校 8 校の職員会議録は、作成したが請求日時時点で既に廃棄されているとして、不開示としている。

これに対し、審査請求人は、「職員会議録は学校運営の貴重な歴史の記録であり、長年廃棄されることなく、保管されているのが現実である。それらの記録が存在しないことはあり得ない」、「職員会議録は、3年保存を義務付けられた行政文書であり、文書分類表で周知されている。廃棄したとの処分庁の主張は、到底信じられない」旨主張している。

上記(1)のとおり、職員会議録を作成するか否かは各学校の裁量に委ねられているが、一旦作成された職員会議録については、文書分類表で保存期間3年と定められている。処分庁は、本件職員会議録を保存期間の満了日(平成20年3月31日)まで保存すべきであったところ、保存期間満了前に廃棄したことは、条例の趣旨からも決して適当とは言えないが、処分庁がその非を認めた上で、調査したが「本件職員会議録は既に廃棄されて存在しなかった」と説明している以上、当審査会としては不存在であると判断せざるを得ない。

なお、処分庁におかれては、本件事案を教訓として、本市の情報公開制度の適正な運用を図るためにも、保存期間満了前に行政文書が廃棄されることがないように、今後、一層の適切な文書管理に努められたい。

(3) よって、本件開示文書以外に開示すべき職員会議録は存在しないと認められるので、不開示とした処分庁の決定は妥当である。

## 5 審査会会長の回避について

中野会長から、審査請求人と利害関係があるので、本件事案の審査に加わることを回避したいと申出があり、審査会としても、審査の公正・中立性に疑義を受けないようにという申出の趣旨を尊重し、審査会委員の総意により、この申出を認めた。

したがって、同会長は、本件事案の審査には関与していない。

## 6 結論

以上のことから、当審査会は、処分庁の本件処分について、冒頭の「審査会の結論」のとおり判断した。

以上